. 公共施設等のバリアフリーの整備方針

1.目標年次

「公共施設等のバリアフリーの整備方針」による公共施設等のバリアフリー化の目標年次は、伊勢原市新総合行政計画との整合から平成24年(2012年)とします。

2.パリアフリーの整備方針

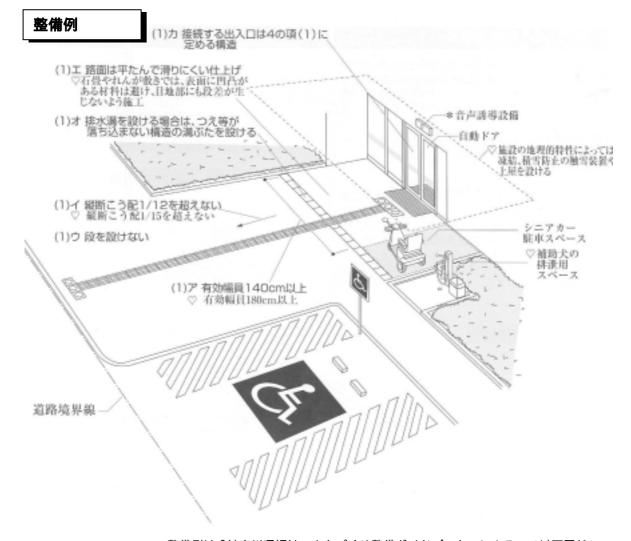
本構想の基本理念と基本方針に基づき整備方針を定めます。

また、具体の整備に際しては、神奈川県福祉の街づくり条例の施設整備基準等をもとに整備を進めます。

(1)公共建築物の整備方針

敷地内通路・駐車場等

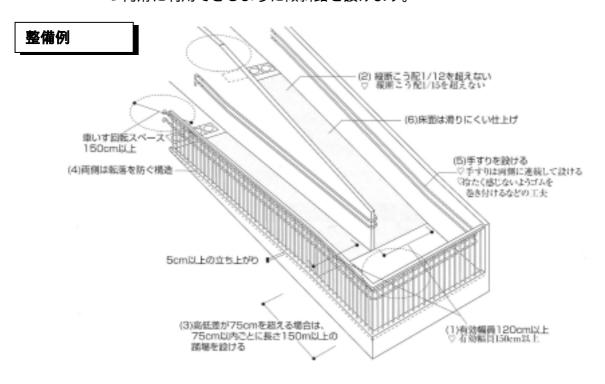
- ・道路又は駐車場から、建築物の主要な出入口に至る敷地内の通路は、歩 行者と車両の分離を原則とし、すべての人が安全かつ円滑に移動できる ものとします。
- ・建築物の出入口との関係に配慮し、車いす使用者が利用しやすい駐車場を確保するものとします。



- 1 整備例は「神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック」による。(以下同じ)
- 2 ♡ は望ましい基準を示す。

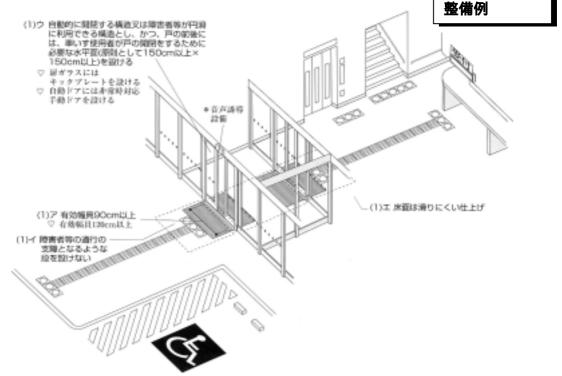
傾斜路

・敷地内通路、建築物内廊下等に段差ができる場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように傾斜路を設けます。



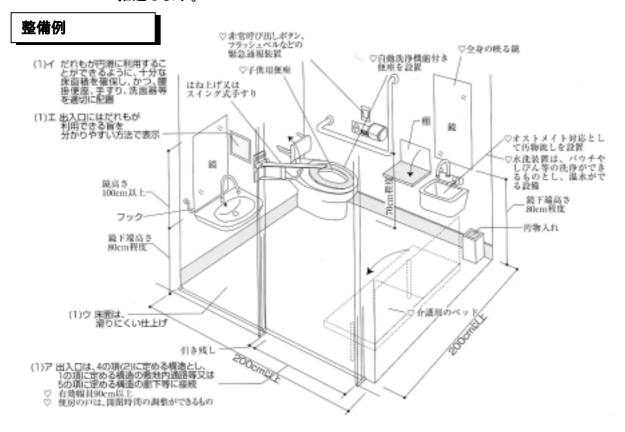
出入口・廊下・階段等

- ・建築物の主要な出入口は、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとします。
- ・廊下は、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとします。
- ・階段手摺の設置、転倒防止を防ぐ構造とします。
- ・新設の2階以上の建築物には、車椅子使用者等に配慮したエレベーターを 設置します。



トイレ

・都市の中で暮らしていく上で、都市のトイレはすべての人々にとって重要な施設です。今後、新設するすべての公共建築物については、車椅子使用者を始めとするだれもが利用しやすい「みんなのトイレ」の設置を推進します。



誘導、案内等

- ・敷地内通路、傾斜路、主要な出入口の前後、階段の上下端等には、視覚 障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導設備を設けます。
- ・聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、施設に応じて文字 情報表示を設けます。
- ・大きく分かりやすい案内板等を設けます。
- ・非常口には段差を設けないようにし、電光表示板、一斉放送設備等の設 置に努めます。

その他

- ・カウンター、記載台等は、障害等に応じ利用しやすい形状とします。
- ・客席等のある建築物には、必要に応じて車椅子使用者席を設けます。
- ・高齢者、障害者を始めすべての人が円滑に利用できる休憩場等を設けます。

(2) 道路及び歩行者空間の整備方針

幹線道路等の整備に際しては、歩行者と自動車の円滑な移動を確保するために歩車道を分離し、安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。

すべての人が安全かつ快適に利用するため、歩道等の幅員の確保や段差の 解消等に努めます。

交差点では歩道の切下げなど、視覚障害者や車いす使用者等に配慮した整備を行い、音響式信号機(鳴き交わし式)等の整備に努めます。

視覚障害者の移動を容易にするために、注意喚起場所(交差点、横断歩道等)や公共交通機関(鉄道駅、バス停留所)から視覚障害者の利用が多い施設(専ら視覚障害者の利用する福祉関連施設、市役所等の不特定多数の利用する公共施設等)へと通じる歩道等には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。高齢者、障害者等が円滑に通行できるよう、電柱などの歩道占用物の整理や路上看板等の障害物の整理に努めます。

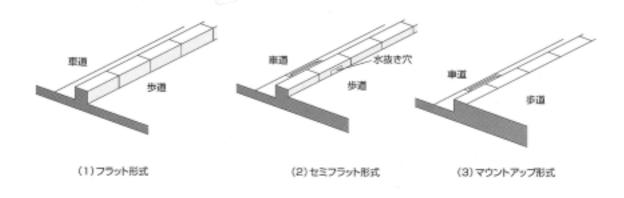
車乗り入れ部などで横断面に勾配(切下げ)をつける場合は、すべての人が通行しやすいよう平坦部分の確保等に努めます。

夜間においても通行しやすい照度の確保に努めます。

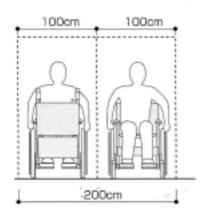
歩道の設置されていない道路においても、排水桝蓋、舗装面の劣化等安全 な移動の障害となる施設の改善整備に努めます。

歩道の形式

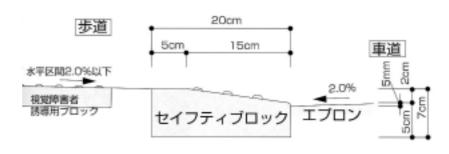
歩道等の形式(車道に対する高さ5cmのセミフラット形式を原則とする)



道路の歩道の幅



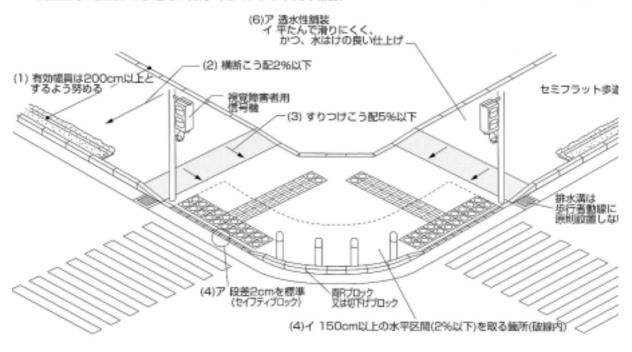
セイフティブロックの設置図の例

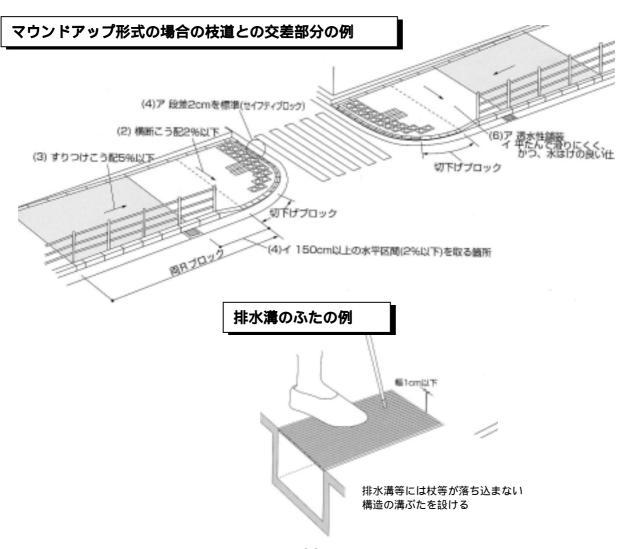


- 歩道等が交差点又は横断歩道において車道に接する部分に設置。
- セイフティブロック設置箇所には視覚障害者誘導用ブロックを併設する。
- 車道とのすり付けは5mmの段差をつける。
- セイフティブロックを設置の場合のエブロンこう配は2.0%。

交差点の整備例

交差点等に接続する歩道等の部分(セミフラット式の場合)





(3)公園の整備方針

公園の出入口は安全かつ円滑な移動ができる構造とするように努めます。 主要な園路については、車いす使用者の通行も考慮した幅員とし、通行の 支障となる段差・凸凹は設けないように努め、路面は滑りにくい材料とし ます。

階段には手摺を設けるとともに、来園者の利用しやすい構造とするように 努めます。

園路内に段差や高低差が生じる場合には傾斜路を設け、来園者が安全かつ 円滑に利用できるように努めます。

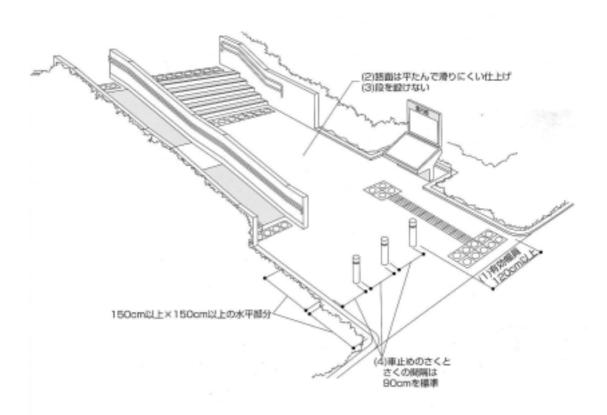
公園内のトイレは、車椅子使用者を始めすべての人が円滑に利用できるように努めます。

公園利用者の駐車場を設ける場合には、主要出入口に近接した位置に、規模に応じて適切な数の車椅子専用の駐車区画を設けるように努めます。

出入口付近などの適切な位置に、公園全体の案内板を設け、また、視覚障害者にも伝わりやすい点字案内等の表示に努めます。

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設等、視覚障害者が施設を安全かつ 円滑に利用できるような施設整備に努めます。

公園出入口の整備例



(4)民間建築物の誘導方針

ハートビル法、神奈川県福祉の街づくり条例に合わせたバリアフリー整備 誘導を行います。

既存の施設については施設所有者に対して、バリアフリー化についての啓 発に努め、施設の整備改善の誘導を図ります。

3.優先的整備の方針

(1)公共建築物・公園

新設の公共建築物・公園については、先の整備方針に基づいてバリアフリーの整備を推進します。

既設の公共建築物・公園については、一定期間にすべてのバリアフリー整備を実現することは困難であることから、利用頻度、整備効果等の総合的判断のもと、次の施設についてバリアフリー化のための優先的整備を進めます。

なお、整備に当たっては、市全体の財政状況を勘案しつつ、補助金等の導入を積極的に図るように努めます。

一般市民や高齢者・障害者等の利用頻度の多い施設の出入口、通用口について、自動扉化を始めとするバリアフリー化の整備を推進します。

伊勢原シティプラザや市民文化会館、総合運動公園内市体育館等の公共性 の高い施設の障害者専用トイレや、利用者の要望の高い施設について、オ ストメイト対応や自動扉化されただれもが利用しやすい「みんなのトイ レ」の設置を推進します。

> オストメイトとは、直腸や膀胱などに人工の「排泄口(ギリシャ語で ストーマ)」を造設した人を言います

地域の公共施設や専門的な公共施設には、階段以外の垂直移動施設がほとんど設置されていないことから、利用者要望の高い施設について、垂直移動施設(エレベーター)の設置を推進します。

(2)道路

新設の道路については、先の整備方針に基づいてバリアフリーの整備を推 進します。

既存道路については、交通バリアフリー基本構想における重点整備地区内の特定経路、準特定経路、歩行者ネットワーク経路について、優先的なバリアフリー化の整備を図ります。